

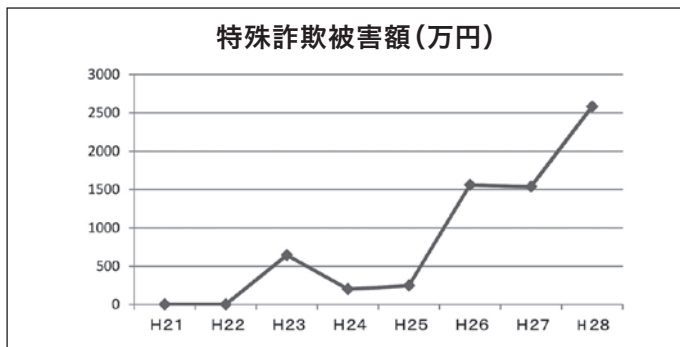
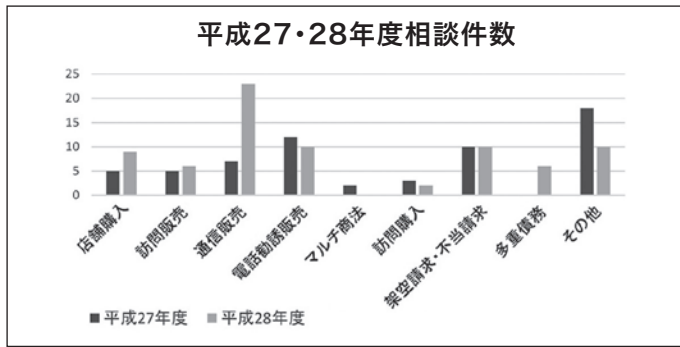
困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎032336

防ごう！消費生活トラブル

平成28年度の相談状況



被害の状況

市消費生活センターの相談件数は、平成28年度は76件で、平成27年度の61件に比べて15件(24.6%)増加しています。特殊詐欺の被害額は2582万円で前年度の約1.7倍となっています。架空請求はがきなどの手口によるものは沈静化しましたが、アダルトサイトのワンクリック請求やサイト利用料未払い金の架空請求メール、還付金詐欺、警察など公的機関を名乗る手口の詐欺は、いまだ多

い状況です。

相談の内訳は、店舗以外での購入の割合が87%となっています。なかでも「通信販売」が全体の30%を占めており、年々増加しています。一方、「電話勧誘販売」は、減少傾向ですが、不審な電話による高額な詐欺被害は、いまだ深刻です。

60歳以上のインターネットトラブルが増加！

スマートフォンやタブレットの普及に伴い、通信端末やイ

ンターネットを使い積極的に消費活動を行う「アクティブシニア」の増加が見られ、インターネットを利用したコンテンツの料金請求やインターネット通販に関するトラブルの相談が60歳以上を中心に、多く寄せられています。一方、80歳以上では引き続き、訪問販売や電話勧誘販売、訪問購入による強引な勧誘や判断不十分者契約がみられ、高齢になるほど悪質商法のターゲットになりやすくなっています。

みんなの気づきで悪質商法から
高齢者を守りましょう！
どんな小さなことでもひとりで悩まず、
消費生活センターにお気軽に
ご相談ください。



正義の味方 ひっかからないカモ

どこでも出向きます
無料出前講座
市消費生活センターでは、自治会、高齢者の集会、学校、福祉関係施設などに相談員が出向き、消費者問題について、さまざまなテーマで市民の皆さんにお話をする「出前消費生活講座」を行っています。講師料は無料です。お気軽に市消費生活センターへお問い合わせください。

日ごろから悪質商法の手口などに関心を持ち、生活スタイルとも照らし合わせながら、どのような消費者トラブルに気をつけるべきか考えてみてください。(広島県生活センター発行の消費生活情報誌「広島スクエアNo.42」参考)